

国際ロータリー第2560地区  
ガバナーテーマ

「自らのロータリーストーリーを  
作りましょう」

高田ロータリー  
今年のスローガン

「善意を深め、  
奉仕の力を昂めよう」



インスピレーションになるろ

2018～2019年度

国際ロータリー会長 バリー・ラシン  
2560地区ガバナー 川瀬 康裕  
高田ロータリー会長 牧野 章一  
幹事 佐藤 教彦

事務局：新潟県上越市西城町2-10-25 大島ビル201号  
TEL (025) 526-3288 FAX (025) 526-3534  
メールアドレス：takadarc@joetsu.ne.jp  
例会場：デュオ・セレッソ TEL (025) 526-3111

クラブ広報・会報・雑誌委員  
堀井 靖功 岩崎 幹男 宮川 大樹

## 第7回例会 ■ 8月24日(金)

No.7

### 会長挨拶 ● 牧野 章一



皆さまこんにちは。  
昨日は県内史上初の40度超えで  
した。

3週間ぶりの例会です。お盆はど  
うにお過ごしでしたか!? 私は  
我が家で静かにしていました。

さて、8月は会員増強・新クラブ結成推進月間  
です。昨日、SAA・クラブ奉仕A合同委員会が  
開催され会員増強の取り組みについて協議されま  
した。特に女性会員についての認識が深まりました。  
後ほど委員会報告で本山会員増強委員長よりお話  
がございます。

今日は、もう一つ大切なご案内があります。

高田ロータリークラブがホストクラブとしてお  
世話させていただく1年国際交換学生 ご本人の  
お二人、ご家族、そしてホストファミリーの皆様  
に来ていただきました。中田国際奉仕委員長から  
紹介させていただきます。

「世界のロータリアンがその善意を交換して理  
解を深める」という国際奉仕の言葉があります。  
それは今のわが高田ロータリークラブのことであ  
ります。「世界とかかわる機会と世界を理解する  
出会いがある」はロータリーの真骨頂といえます。

今日の卓話は、わがクラブとご縁のあった公益  
社団法人 新潟県社会福祉会 社会福祉士 成年後見  
人 清澤 明氏のお話です。地区の運営方針にあ  
る、「認知症に優しい社会」にかかわるお話を承  
ります。宜しくお祈りいたします。

### 出席報告

出席率 100%

### ビジター

1年交換学生：ジョン・スケンゼル君・竹内音々君  
ホストファミリー：大谷さゆり様・大谷りゅうと  
君・竹内奈々様

### ニコニコBOX紹介

大島 誠君——この度、ご縁があり武蔵野酒造の  
経営に携わることになりました。今まで同様ス  
キー正宗をよろしくお祈りいたします。

佐藤 信君——カクシンでイベント絶賛開催中。  
これで奥様へのポイント2倍。一言カクシンへ  
行け と伝えてください。

中田 正君——高田クラブがホストをしています  
青少年交換学生の竹内音々さんとジョン・スケ  
ンゼル君に参加してもらっています。二人のこ  
れからの留學生活の成功をお祈りしておりま  
す。また、ホストファミリーの大谷さゆり様、  
大谷りゅうと君、竹内奈々さんにもご参加いた  
だきました。この場をお借りし、ホストファミ  
リリー受入の御礼を申し上げます。また、関根学  
園様には受入を含め多大な御協力をいただい  
ております。合せて御礼申し上げます。

### 委員会報告

国際奉仕委員会——青少年交換について



竹内音々さん



ジョン・  
スケンゼル君

会員増強委員会——会員増強について  
本山地区幹事——ガバナー事務所事務局員（小林  
美智子さん）の紹介

## 会員インフォメーション

小池猛紀君——10/3上越タイムス親善ゴルフ大会のご案内

## 幹事報告

配布物：週報No.5・ロータリーの友8月号  
回覧：ガバナー月信8月号  
報告：平成30年7月豪雨義捐金のお願い

## 卓話 ご存知ですか、成年後見制度

公益社団法人新潟県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ新潟」会員  
社会福祉士 清澤 明様



高田ロータリークラブの皆様ご無沙汰しております。

さて、本日の卓話のテーマであります成年後見制度につきましては、与えられた時間では到底語りつくせません。従いまして、制度のサマリーと要点について話を終わることを予めご了承下さい。

成年後見制度は法制度として平成12年に施行されました、背景には同じ年度にスタートした介護保険制度があります。介護保険は同じく社会福祉の領域で「措置から契約」の時代が変わる潮流が主な理由であります。民法の従来の規定の条文、「禁治産・準禁治産制度」を改正したものであります。介護保険で要介護認定をうけた方が施設を利用するためには、自ら契約をしなければなりません。つまり、自分で契約をすることが難しい人の権利を擁護して、その人の支援を行うことを規定した法律制度であります。現在の日本は世界一の長寿国家となりました。65歳以上の高齢者の人口比率が3割近くでこれも世界では最も高い比率であります。就中、認知症の方が凡そ8百万人いるとの報道もあります。

この認知症の方に、知的・精神的な障害で支援が必要な方々の、権利擁護を行う制度が成年後見制度です。そして、その制度に家庭裁判所の審判で携わる人が成年後見人と言われます。制度では、親族後見・専門職後見・市民後見の言葉を耳にされた方もおられると思います。私は社会福祉士の資格で専門職後見人として高田家庭裁判所の審判

を受けた方の法定後見制度の後見活動を行っています。

初めての受任から1年が経過しました。現在2件目の法定後見の受任の審判が下される状況であります。後見活動は法律で2つの権利擁護が明文化されています。1つが財産管理、2つ目は身上監護であります。専門職後見人には、弁護士・司法書士・社会福祉士等の資格者を家庭裁判所が選任します。各々の専門職後見人は、その領域の専門の知識と技能が実践で求められています。更に、現在はより本人の意思を尊重した自己決定が、後見支援で必要とされています。後見制度の課題は、申立人の数の増加に対し、支援を行う成年後見人が、足りないことでもあります。この卓話を通じて、制度への理解とご協力を頂ければ幸甚であります。

### 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度で、次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
補助	不十分	補助人	監督人を選任することがあります
保佐	著しく不十分	保佐人	
後見	全くない	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

\*援助者には、必要に応じて、複数の人や法人を選任することがあります。

## 9月例会プログラム

回	日	講演者：演題	会場
9	9月7日	卓話 米山記念奨学生 チョルバートル・テレムーツ氏 演題 未定	デュオ・セレッソ
10	9月14日	移動例会 岩の原葡萄園 <夜例会>	岩の原葡萄園
11	9月21日	卓話 あわゆき組 代表 関 由有子氏 演題 未定	デュオ・セレッソ
12	9月28日	未定	デュオ・セレッソ